



かわさきし
子どもの権利
条例

11月20日はかわさき子どもの権利の日

リーフレット版

第8次

川崎市

子どもの権利に関する 行動計画



計画期間: 令和8(2026)年4月1日～令和12(2030)年3月31日

「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、
子ども一人ひとりの権利を尊重し、
全ての子どもが主体的に参加し、幸せに生きる地域づくりを目指して
「第8次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定し、さまざまな取組を進めていきます。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

令和8(2026)年3月 川崎市

「川崎市子どもの権利に関する条例」とは？

子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支えるために策定された条例です。子どもは権利の主体であるという理念のもと、約2年間で200回を超えるさまざまな会議や集会を通じて、子どもを含めた市民とともに意見交換を行いながら策定し、平成13（2001）年4月に施行した全国初の子どもの権利に関する条例です。



1

安心して 生きる権利

命が守られ、愛情と理解をもって育てられること



2

ありのままの 自分でいる権利

一人ひとりの違いが認められること



3

自分を守り、 守られる権利

いじめ・虐待・体罰などから逃れて相談ができること



4

自分を豊かにし、 かづけられる権利

遊び、学び、幸福を求め、励まされること



子どもにとって 特に大切な7つの権利

条例の第2章（第9条から第16条）では、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切な権利として7つの柱を示しています。

5

自分で 決める権利

年齢と成長にあわせて、自分のことを決められること



6

参加する権利

自分の意見や考えを表して社会に参加し、仲間をつくること



7

個別の必要に応じて 支援を受ける権利

国籍や障がい、性別などで差別を受けず、大切にされること



計画策定に向けた取組

計画の策定にあたり、関係者や子どもから多くの意見をいただきました。

川崎市子どもの権利委員会からの意見

川崎市子どもの権利委員会からの計画策定に向けた5つの視点

- ① 計画全体が「子どもの権利の視点」や「子どもの視点」であること
- ② 行動計画の見直しについて
- ③ 子どもの声を聴き、尊重すること
- ④ 条例や子どもの権利の普及啓発
- ⑤ 大人の責務



▲権利委員会
ウェブサイト



子どもからの主な意見

- 多くの人に子どもの権利を知ってもらうことで、子どもの人権がより尊重されると思う。
- 外国につながりがある子どもが安心して過ごせるようにいろいろなサポートをしてほしい。
- 虐待など体罰はよくないので取組をしてほしい。
- （子どもの参加について）子どもの意見に寄り添っていてとてもありがたい。
- （相談及び救済について）気軽に言える環境が増えてくれるといい。



第8次行動計画においては、子どもの権利をめぐる状況や権利委員会からの意見としてあげられた計画策定に向けた5つの視点や、子どもへの意見聴取であった意見を踏まえ**3つの施策の方向、10の推進施策**と併せて、「子どもの権利の普及・啓発の推進」「子どもの意見表明を支援する取組の推進」「子どもの居場所づくりの推進」の3つを計画期間における重点的取組として位置付け、課題の解決に向けて取組を推進します。

計画の基本理念

- (1) 子どもは、それぞれがかけがえのない価値と尊厳を持った一人の人間である
- (2) 子どもは、権利の全面的な主体であり、権利は自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである
- (3) 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる
- (4) 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである
- (5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている
- (6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努める



計画の体系と成果指標

基本理念のもと、次の3つを施策の方向とし、それぞれに

「成果指標」を設定の上、子どもの権利に関する取組を推進します。

● 施策の方向 ●

I 子どもの権利の尊重

すべての子どもの命が守られ、自分らしく成長し、社会で生きていく力を身につけるため、地域社会全体で、一人ひとりの子どもの権利が尊重される環境づくりを進めます。

● 推進施策 ●

- 1 子どもの権利に関する広報・啓発の取組の推進
- 2 子どもの権利学習の推進
- 3 関係機関と連携した相談・救済等の充実
- 4 市民活動団体との協働・連携の推進

● 成果指標 ●

【成果指標①】 条例を「名前も内容も知っている」、「名前だけ知っている」と回答する割合


子ども		大人	
現状	計画期間の目標値 (令和11年度)	現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
49.0%	53.0%以上	33.1%	37.1%以上

【成果指標②】 条例を「名前も内容も知っている」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
71.0%	75.0%以上

【成果指標③】 困ったり悩んだりしたとき、相談・救済機関に相談「したいけどできない」と回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
10.1%	8.1%以下



II 子どもの意見表明・参加の推進

子どもが、年齢や発達段階に応じて、自分に関することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できる環境づくりを進めます。

- 1 子どもの参加の促進
- 2 子どもの参加活動の拠点づくりと子ども会議への運営支援
- 3 育ち・学ぶ施設や地域における子どもの意見の尊重

【成果指標①】 地域の活動・ボランティア等に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合


現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
44.7%	44.7%以下

【成果指標②】 地域の話し合い（子ども会議や、生徒会・児童会など）に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
70.6%	66.6%以下

【成果指標③】 学校で何かをしたり、決めたりするとき、先生は、子どもの意見を「聞いている」「だいたい聞いている」と回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
95.9%	96.7%以上



III 子どもの最善の利益の確保

子どもの権利の視点に立って、子どもが生まれ育った環境に関わらず自分らしく幸せに暮らしていくため、行政・家庭・学校・地域が一体となって、すべての子どもの成長段階や家庭の状況に応じた切れ目ない支援を進めます。

- 1 子どもを安心して産み育てられる環境の充実
- 2 子どもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実
- 3 一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援の充実

【成果指標①】 子育てについて気軽に相談できる人（場所）が身近にいる（ある）保護者の割合


現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
99.3%	100%

【成果指標②】 地域に遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所があるかという質問に「ある」と回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
78.9%	80.9%以上

【成果指標③】 子どもが、生活の中で文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず大切にされているかについて、「思う」、「ときどき思う」と回答する割合

子ども		大人	
現状	計画期間の目標値 (令和11年度)	現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
89.2%	93.2%以上	82.9%	87.3%以上



主な取組内容



施策の方向 I 子どもの権利の尊重

推進 子どもの権利に関する 施策① 広報・啓発の取組の推進

SNS や動画の活用、子どもの権利のイベントなどを行って、多くの人から子どもの権利を理解できるような取組を進めます。

▶子どもの権利関連事業、保育・幼児教育の質の維持・向上事業など

推進 関係機関と連携した 施策③ 相談・救済等の充実

子どもが困ったり悩んだりしたときに安心して気軽に相談ができるよう、相談できる場所や方法を周知するための取組を進めます。

▶人権オンブズパーソン運営事業、児童虐待等対策事業など

推進 子どもの権利学習の推進 施策②

子どもに関わる大人や子ども自身に「子どもの権利」についてしっかりと理解してもらう取組を進めます。

▶人権尊重・多文化共生教育推進事業、家庭教育支援事業など

推進 市民活動団体との 施策④ 協働・連携の推進

子どもの権利施策を行うときに、子どもに関わる活動をしている地域のグループと一緒に取組を進めます。

▶青少年活動推進事業、地域課題対応事業など

施策の方向 II 子どもの意見表明・参加の推進



推進 子どもの参加の 施策① 促進

家庭、育ち・学ぶ施設、地域や、市政等に子どもが参加し、意見を述べる機会が増えるように取組を進めます。

▶子どもの権利関連事業、子ども・若者未来応援事業など

推進 子どもの参加活動の 施策② 拠点づくりと子ども 会議への運営支援

子どもに関する施設でのさまざまな活動の機会などを通じて、参加活動が促進される取組を進めます。

▶地域教育活動等の推進事業、子どもの居場所づくり推進事業など

推進 育ち・学ぶ施設や 施策③ 地域における 子どもの意見の尊重

学校などで、子どもが自主的・自発的に活動できるような取組を推進し、意見が尊重されるように取組を進めます。

▶青少年教育施設の管理運営事業、地域とともにある学校づくり推進事業など

施策の方向 III 子どもの最善の利益の確保



推進 子どもを安心して 施策① 産み育てられる 環境の充実

地域社会全体で子育てを応援するしくみづくりに向け、情報発信や交流の場づくりなどの取組を進めます。

▶地域子育て支援事業、地域課題対応事業など

推進 子どもが自分らしく 施策② すこやかに成長 できる環境の充実

すべての子どもが幸せに成長していけるよう、子どもの居場所づくりや子どもに合わせた支援などの取組を進めます。

▶人権尊重・多文化共生教育推進事業、特別支援教育推進事業など

推進 一人ひとりの状況に 施策③ 応じたきめ細かい 支援の充実

それぞれの子どもの状況に寄り添った支援が受けられるよう、相談支援や社会的自立に向けた取組を進めます。

▶母子保健指導・相談事業、児童虐待等対策事業など

重点的取組



第8次行動計画においては、子どもの権利をめぐる状況や権利委員会からの意見、子どもからの意見を踏まえ、3つの施策の方向に基づく、10の推進施策に、3つの重点的な視点を位置付け、計画期間内の取組を推進します。

重点①「子どもの権利の普及・啓発」の推進

さまざまな機会を通じて、子どもの権利をより多くの子ども・大人に知ってもらう取組を進めるとともに、困難な状況に直面し、課題を抱える子どもに子どもの権利を認識してもらえる取組を推進します。

重点②「子どもの意見表明を支援する取組」の推進

「川崎市子ども会議」をはじめ、さまざまな場や活動等に子どもが参加できるような取組を進めるとともに、子どもが安心して自分の意見を表明できる環境づくりを推進します。

重点③「子どもの居場所づくり」の推進

子どもたちの声を聴きながら、子どもが「居たい」「行きたい」「やってみたい」と思える学童期・思春期の放課後等の居場所づくりを進めるとともに、行政・家庭・学校・地域が一体となって、すべての子どもが自分らしく、安心して過ごし、将来に夢や希望を抱きながら、幸せに成長していけるような取組を推進します。

推進体制・評価・検証

【推進体制】

●こども未来局が中心となり、子ども施策全体としての子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に図ります。

また、地域人材の育成、地域での子育てイベントの実施など、地域に根差した子ども・子育て支援を推進し、子どもの権利を守ります。子どもの権利を保障するため、子どもに関わる職員が子どもの権利について十分に認識し意識を高めることができるよう、さまざまな研修等により人材育成の充実を図ります。



【評価・検証】

●この計画は、他の計画との整合性を図りながら、各取組の評価を実施するとともに、評価結果については、ウェブサイト等を通じて公表します。

また、川崎市子どもの権利委員会は、子どもの権利保障状況を確認しながら、市が実施する計画期間内の評価結果等について意見を述べます。



～子どもたちからおとなへのメッセージ～

「まず、おとなが幸せにしてください。

おとなが幸せじゃないのに子どもだけ幸せにはなれません。

おとなが幸せでないと、子どもに虐待とか体罰とかが起きます。

条例に“子どもは愛情と理解をもって育まれる”とありますが、
まず、家庭や学校、地域の中で、おとなが幸せでいてほしいのです。

子どもはそういう中で、安心して生きることができます。」

～子どもの権利条例子ども委員会のまとめ～
(平成13(2001)年3月24日 条例報告市民集会)

こまったときに相談できるところ

●川崎市人権オンブズパーソン子どもあんしんダイヤル

▶ 0120-813-887 (子ども専用・通話料無料)

▶ 044-200-1460 (大人の方用)

月曜日・水曜日・金曜日：午後1時から午後7時まで

土曜日：午前9時から午後3時まで (祝日・年末年始はお休みです。)



●川崎市総合教育センター メール相談

<https://kawasaki-edu.jp/index.cfm/6,115,38,162,html>



川崎市の「子どもの権利施策」について

●川崎市ウェブサイト「子どもの権利施策」ページ

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-2-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



●かわさき子どもページ

<https://www.city.kawasaki.jp/kawasaku18/>



11月20日はかわさき子どもの権利の日

第8次川崎市子どもの権利に関する行動計画(リーフレット)

令和8(2026)年3月

発行元 川崎市こども未来局青少年支援室 〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地

電話:044-200-2344 FAX:044-200-3931 メールアドレス:45sien@city.kawasaki.jp